

○世羅町建設工事等指名業者選定委員会設置要綱

平成16年10月1日訓令第41号

改正

平成19年3月30日訓令第3号

平成19年9月7日訓令第16号

平成20年3月31日訓令第20号

平成20年6月10日訓令第39号

平成25年3月13日訓令第13号

平成26年3月5日訓令第8号

平成29年6月15日訓令第10号

平成31年3月29日訓令第5号

世羅町建設工事等指名業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 町が発注する建設工事、測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務、物品及び役務業務の入札参加資格、指名業者の選定及び指名除外等に関する事項を審議するため、建設工事等指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 建設工事、測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務、物品及び役務業務入札参加資格の審査に関する事項
- (2) 建設工事、測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務、物品及び役務業務の指名業者及び随意契約の相手方の選定に関する事項
- (3) 建設業者、測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント業者、物品納入業者及び役務業者の指名除外に関する事項

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副町長

- (2) 総務課長
- (3) 建設課長
- (4) 財政課長
- (5) 産業振興課長
- (6) 上下水道課長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、副町長が必要と認める者
(会長及び副会長)

第4条 選定委員会に会長及び副会長を置き、会長は副町長を、副会長は総務課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、会長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の会議は、公開しないものとし、何人も審議の内容を他に漏らしてはならない。

4 選定委員会は、学識経験者の意見を聴取することができる。

第6条 選定委員会は、前条の規定にかかわらず緊急を要する場合その他特別の事情があるときは、持ち回りによって決定することができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるものを除くほか、選定委員会に関し必要な事項は、会長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月7日訓令第16号）

この訓令は、平成19年9月10日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第20号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月10日訓令第39号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日訓令第13号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月15日訓令第10号）

この訓令は、平成29年6月15日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。